

第6回 福祉・教育・子ども分野助成基金 募集要項
～最も弱い立場の人を守る非営利団体を支援する～

1. 目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、様々な場面で甚大な被害をもたらしています。「コロナ寄付プロジェクト」は2020年5月に設立され、最前線で戦う医療現場や弱者を守る福祉団体、苦境に立たされる中小企業やアーティスト、アスリートを金銭的に支援したいと考えている方に、安心して寄付できるプラットフォームを用意し、寄付募集を行ってきました。

集まった寄付は、それぞれのテーマごとの基金として、企業や団体、個人に交付されます。

現時点で新型コロナウイルスの終息は見通しが立たず、目に見えにくいコロナの影響と被害は、広範囲に人々の暮らしと命を脅かしています。ウィズ・コロナの中で支援を必要とする人々は拡大し続けています。

当基金はコロナ寄付プロジェクトで「福祉・教育・子ども支援分野」を指定して集まった寄付金を原資として、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延防止対策の影響や経済活動の停滞に伴い厳しい状況に追い込まれている高齢者、子ども、障害者など、社会的に最も弱い立場にある人々を守るために取り組む支援団体を対象とした助成を行い、社会的弱者の命と安全を守ることを目的としています。

2. 支援の内容

当基金は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延防止への対応として、新たに高齢者、子ども、障害者など社会的に最も弱い立場の人々に対して支援を行うための事業拡充に必要な資金を支援します。

第6回 支援内容及び採択件数

1 団体 200万円まで 5団体程度（予定）

※寄付の集まり具合や審査委員会の判断等により採択件数や助成金額は変動することがあります。

※特に資金の使途は定めません。

3. 支援対象

- 介護施設、障害者施設、学校、保育所、学童保育、学習支援団体、DV 防止団体、生活困窮者支援等の非営利団体（任意団体、一般社団法人も可）

※国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社・合同会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は除きます。

※非営利の法人とは：特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益法人、一般社団、医療法人、学校法人、協同組合などの非営利法人

※任意団体も支援対象となります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により困難に直面する人を助ける事業

在宅時間の延長等に伴い虐待の危険性が高まる子どもへの支援、困窮親家庭への食料支援、オンラインでの各種学習支援プログラムの提供、家庭にとどまる子どもへのアウトリーチ活動などの各種の事業・活動

○助成金の使途は、申請する事業活動に伴う事業費、人件費、事業遂行にあたってかかるその他の経費

○支援対象事業・活動の期間：助成決定時（2022年7月）から2023年3月31日までの間

※事業・活動は既に開始されていても結構ですが、助成金を使える対象経費は助成決定時以降のものに限ります。

○支援対象事業の例：

- オンラインプログラムを提供するための整備と実施（学習支援、オンライン相談、見守り等）
- 支援を必要とする人々への対面ケア、アウトリーチ、居場所の確保
- 子ども食堂やフードバンク等を通じた宅食や生活用品等の物資配付

※ただし、支援対象者に、雇用喪失や就労困難、失業者等が含まれる場合には、「雇用喪失・生活困窮分野」で申請してください。

- 虐待再発防止プログラムの提供
- DV 被害者等のシェルターの拡充
- 学童・保育の継続ないし拡充、施設維持 など

(2) 新型コロナウイルス感染症予防対策

エッセンシャルワーカーと呼ばれる方々がお子さんを預けられる保育園、あるいは高齢者や障害者の方へのケアなど、対面でのケアを安全に行うための感染症予防策を支援します。

○助成金の使途は、申請する事業活動に伴う事業費、人件費、事業遂行にあたってかかるその他の経費

○支援対象事業・活動の期間：助成決定時（2022年7月）から2023年3月31日までの間

※事業・活動は既に開始されていても結構ですが、助成金を使える対象経費は助成決定時以降のものに限ります。

○支援対象事業の例：

- マスク・フェイスガードやアルコール等の予防衛生物資の購入
- アクリル板の設置 など

4. 応募要件（次の要件を全て満たす団体が応募できます）

- 介護施設、障害者施設、学校、保育所、学童保育、学習支援団体、DV 防止団体、生活困窮者支援団体等の非営利法人（任意団体、一般社団法人も可）である
- 国、地方自治体、宗教法人、個人、営利を目的とした株式会社・有限会社・合同会社ではない
- 団体の所在地が日本国内であり、日本国内を活動の拠点としている
- 1年以上の通常事業実績のあること
 - 創業・事業活動開始が2021（令和3年）年3月以前である
- 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準

ずる者をいう)に該当しないし、関わっていない

- ネットワークビジネス、マルチ商法、宗教、保険、同業者による勧誘などを目的としていない
- 特定の政治団体・宗教団体に該当しない
- 過去 3 年間の間に、団体の役員が禁固以上の判決を受けていない
- 助成対象となった場合、団体名や活動内容を公表されることを了承する
- 助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などを文章または写真・動画で提出する
- 助成開始後に、インタビューや写真・動画の提供をお願いした際に、これに協力する
- 後日、助成金の活用状況や活動の状況について報告を提出する

《特記事項》

- ◇ 同じ事業内容で、コロナ寄付プロジェクト_雇用喪失・生活困窮分野と重複申請はできません。
- ◇ ただし、同一の団体が全く異なる事業内容で申請することは可とします。

5. 審査方法

(1) 審査方法

- ・第三者の専門家による公平・中立な審査委員会を設置し、書面による審査を行います。
- ※必要に応じて事務局による電話、メール等によるヒアリングをさせていただく場合があります。

(2) 審査結果の通知・公表

- ・審査の結果(採択・不採択)の通知は、メールにて通知します。
- ・また、採択された団体名は、パブリックリソース財団等のWEBサイトで公表します。
- ・なお、採否の理由などに関するお問い合わせには一切応じかねます。

6. 審査基準

○団体の信頼性(応募要件をクリアしていること等)

-適切な組織運営がなされているか

○これまでの事業・活動の実績

○助成目的に合致(内容の適格性、独自性等)

-新型コロナウイルス感染症の流行に伴い必要となる受益者のニーズを的確に捉え、そのニーズに応える事業内容であるか

-受益者に確実に支援が届く事業内容になっているか

○計画の妥当性・実現可能性(助成金の使途の適格性等)

○重要性(事態の深刻度・事業実施による効果の度合い)と緊急性(緊急に取り組む必要性)

○社会や地域への貢献

○新型コロナウイルス感染症予防のための対策が盛り込まれているか(特に対面支援を伴う場合)

7. 応募手続き

●応募期間

2022年4月12日(火)~2022年5月10日(火)17:00まで

※お問合せは、5月10日(火)12:00まで受け付けます。

●応募について

- コロナ給付金寄付プロジェクト特設ウェブサイトからの応募
コロナ給付金寄付プロジェクト特設ウェブサイト内の「福祉・教育・子ども分野助成基金」の応募ページに入力してください。

サイトURL：<https://www.info.public.or.jp/corona-kifu>

●応募方法

- コロナ給付金寄付プロジェクト特設ウェブサイト内の「福祉・教育・子ども分野助成基金」の応募ページ(上記)の応募用フォームから応募内容の登録をしてください。
- 郵送やメールでの応募は受付対象外となります。必ず応募ページ(上記)からご応募ください。

●提出書類

支援対象の確認および審査情報として以下の情報を提出してください。

(注)「写し」とは、PDFもしくはJPEG画像ファイルです。

○ PDFもしくは画像データの作り方：

- ① コンビニなどのコピー機でも制作・保存できます(USBメモリーをご自身でご用意していただく必要があります)。
- ② スマホのスキャンアプリ、または写真アプリを使って作成したものでも問題ありません。
但し、いずれの場合も鮮明なものに限ります。

Ⅰ 代表者の本人の顔写真入りの公的身分証明書の写し(PDFまたは画像データ)

公的身分証明書とは、以下の書類となります。

- (1) 運転免許証(必ず両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)
 - (2) 個人番号カード(オモテ面のみ)
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)
- (必ず両面)

※顔写真入りの公的身分証明書がない場合には、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書2点の写しでも可

※パスポートの場合は、写真付きの面の写しに加えて、住民票、健康保険証など写真のない公的書類や身分証明書1点の写しでも可

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものに限ります。

2 決算関係書類

- (1) 2020年度の事業年度の決算書の写し(PDFまたは画像データ)
- (2) 2020年度の事業年度の事業報告書の写し(PDFまたは画像データ)

3 定款等の写し(PDFまたは画像データ)

※法人形態や任意団体の場合で、定款がない場合は、運営規定等の定款に相当する書類を掲載してください。

4 事業収支内訳テンプレート

サイトからダウンロードし、必要項目を記載してください

●応募に関する問い合わせ先

応募に関してのお問い合わせは、コロナ給付金寄付プロジェクト特設ウェブサイト内の問い合わせフォームからお問い合わせください。

※個人情報の取り扱いについてはパブリックリソース財団の個人情報保護方針
(<https://www.info.public.or.jp/privacy-policy>)をご覧ください。

※お問合せは、5月10日(火)12:00まで受け付けます。

8. スケジュール 第6回助成スケジュール

4月12日(火)～5月10日(火)	公募
5月11日(水)～6月22日(水)	審査
6月29日(水)以降	審査結果通知開始
7月25日(月)以降	助成金振り込み開始

※上記スケジュールに変更が生じる場合があります。

*助成対象事業・活動の終了後1か月以内に報告書を提出いただきます。

9. 手続き等

●助成決定後、応募者とパブリックリソース財団は「覚書」を取り交わし、所定の手続きを経て助成をします。

●助成金は、上記の助成手続き完了後に振り込みます。

●助成対象となった場合、団体名や活動内容をパブリックリソース財団のWebサイト等にて公開します。

●助成開始後に、今後の活動への抱負、寄付者に対する謝意などを文章または写真・動画で提出をお願いすることがありますので、ご協力ください。

●助成開始後、当基金事務局より、インタビューや写真・動画の提供をお願いすることがありますので、ご協力ください。

●助成対象事業・活動の終了後1か月以内に助成金の活用状況や活動の状況について報告書を提出いただきます。

以上